

総合評価方式に関する一考察 (除算方式について)

高木 栄一¹・松本 清次²・小黒 章二³

¹正会員 (財) 港湾空港建設技術サービスセンター 建設マネジメント研究所 上席研究員

(〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階)

E-mail:takagi@scopenet.or.jp

²正会員 (財) 港湾空港建設技術サービスセンター 建設マネジメント研究所 副所長

E-mail:matsumoto@scopenet.or.jp

³ (財) 港湾空港建設技術サービスセンター 建設マネジメント研究所 主任研究員

E-mail:oguro@scopenet.or.jp

本考察は、我が国の総合評価方式のうち、直轄工事で試行されている除算方式に関するものである。

総合評価方式に関する最近の議論は、「技術評価点（あるいは簡易な施工計画）の1位同点者数（あるいは満点者数）が増加しており、技術提案での差がつかなくなっている」ことである。そのため、技術提案等による業者選定が困難になり、落札価格が調査基準価格に張り付く結果になっているということである。除算方式ではなく、国際標準とも言われる「加算方式に転換すべきである」との意見もかなり存在する。

ここでは、これらの我が国の総合評価方式の現状と改善策の方向性について考察した。

Key Words : comprehensive bidding evaluation method, adjusted score method

1. 除算方式の検証

(1) 入札結果による検証

表-1は、平成23年度の8地方整備局発注（港湾空港関係）の予定価格2.5億円以上の工事をまとめたものである（指名競争入札6件は除く）。

表の下段は、通常の総合評価方式205件である。

上段は、東北地方整備局が東日本大震災の災害復旧工事（非WTO対象）で実施している「簡略型」（加算点0点、除算方式の分子が標準点100点+施工体制評価点30点の方式）43件の集計であり、いわば、低入札対策を導入した「価格競争方式」である。

両者を比較すると、以下のとおりである。

- ・調査基準価格の予定価格に対する割合（以下、「調査基準価格比率」という）は、ほとんど同じである。
- ・通常の総合評価方式（除算方式）の落札率の平均は、「簡略型」に比べて2ポイント近く低い。
- ・同じく、応札率の平均は、3ポイント以上低い。
- ・通常の総合評価方式（除算方式）による価格の逆転額の平均は、わずか200万円弱（予定価格平均の0.34%）である。
- ・高い加算点を獲得していても、調査基準価格を下回ったために、手続き上「無効」となった応札者も相当数存在する。

表-1 平成23年度 入札契約結果（港湾空港関係、予定価格2.5億円以上）

方 式	工事件数	予定価格 (百万円)	調査基準価格 /予定価格 (%)	落札率 (%)	参加者			逆転額 (平均)	
					全	うち 無効	応札率 (%)	(万円)	対予定価格 比率 (%)
「簡略型」	計	43	—	—	315	72	—	—	—
	平均	—	411	86.75	89.90	7.33	1.67	93.52	—
総合評価	計	205	—	—	1,461	238	—	—	—
	平均	—	711	86.79	88.01	7.13	1.16	90.17	198 0.34

この結果をみると、「現在試行されている除算方式」が有効に機能し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（公共工事品質確保法）が目指す「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされる」主旨が実現できているか、懸念が残る。

(2) 高度技術提案型による加算方式との比較

高度技術提案型の事例について、検討する。加算点の最高は60点である。予定価格は、A社の提案に基づいて作成された。

4社応札しているが、2社の勝負であり、B社が低入札価格調査を経て落札している（調査基準価格比率86.47%）。

A社：加算点53点、応札率94.0075%、評価値1.314

B社：加算点39点、応札率82.3916%、評価値1.385

a) 加算方式による試算

仮に加算方式で評価値を算出すると、1対1（価格：価格以外）の場合でも、A社が落札する。

A社：価格評価点3.5955＋技術評価点53
＝評価値56.5955

B社：価格評価点10.56504＋技術評価点39
＝評価値49.56504

b) 除算方式の可能性

現在の除算方式は、分子（標準点100点＋施工体制評価点30点＋加算点）を入札価格で除して評価値を算出する。すなわち、獲得した加算点（事例の場合、最大60点）の差が標準点＋施工体制評価点（合計130点）で薄められた計算式になっている。

事例について、標準点0点、施工体制評価点0点として（分子を加算点のみとして）除算方式を適用してみると、A社が落札することになる。

A社：評価値0.381

B社：評価値0.320

このように、加算点に差がついている場合は、除算方式でも、最も優れた提案を落札者とする可能性が残されている。

(3) 標準型による加算方式との比較

標準型は、技術提案に差がつかなくなっている（1位同点者が複数存在、または1位と2位の差が僅少）。

そのような場合は、加算方式に変えても、除算方式の分子を工夫しても、最終的には、価格で決まることになる。どこまで調査基準価格に近くて調査基準価格を下回らない応札価格を推算するかが、案件落札に向けて最も重要な手順となる。

以下に標準型で「差のつかない典型的な事例」を示す。

a) 事例(1)

優（60点）、良（30点）、可（0点）とする方式は、一見大きな差がつきそうである。ところが、優（60点）の獲得者が複数いても、それらは低入札の手続き上無効となり、良（30点）獲得の複数者が最終的に価格競争する事例がある。

b) 事例(2) (3)

参加者のきわめて多い事例である。

WTO標準型で、加算点は30点である。加算点の評価は、A30点、B27点、C24点・・・K0点の11段階で評価される。

【事例(2)】

応札者39者の加算点の獲得状況は、以下のとおりである。

30点0者・27点20者（うち無効3者）・24点7者・ 21点7者（うち無効1者）・18点2者（うち無効1者）・ 15点0者・12点1者、他に辞退2者

満点の30点獲得者は居ない。次順位の27点の獲得者が参加者の半分以上の20者に上る。そのうち1者が、僅差の価格差により落札している。

【事例(3)】

応札者24者の加算点の獲得状況は、以下のとおりである。

30点15者（うち無効5者）・27点7者（うち無効2者）・24点1者、他に辞退2者

満点の30点獲得者が最も多い。次順位27点の獲得者は、その半分以下であり、加算点の満点に集中している。そのうち1者が、調査基準価格と同額で落札している。

2. 検証結果による現行の総合評価方式の課題

(1) 「加算点に差がつかない」状況

「加算点に差がつかない」状況は、現行の除算方式はもちろん、加算方式でも対処できない問題である。加算点に差がつく評価方法が不可欠である。

(2) 総合評価方式における入札価格の感度

除算方式においても加算方式においても、入札価格が総合評価方式の結果（評価値）に与える「感度」が鋭敏すぎる。加算点と同程度の「感度」にいかにか近づけるか、検討する必要がある。

(3) 現行の除算方式の欠点

現行の除算方式は、下式のとおりである。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

前述したように、上式の分子の「標準点100点＋施工体制評価点30点」は、基本的に有効な応札者のすべてが獲得できる得点であり、加算点の差を大きく薄めている。

(4) 技術提案が高い評価を得ても無効

以上のような現状から、技術提案等が高い評価を得たにもかかわらず、調査基準価格直上を狙っての入札とせざるを得ず、応札価格が調査基準価格をわずかに下回って、手続き上「無効」となる応札者が散見される。

また、予定価格数億円の工事で、低入札調査基準価格を数千円下回ったために「無効」となる事例や、予定価格十数億円の工事で、低入札調査基準価格と同額（1万円単位）の応札の事例が散見される。

3. 改善策の方向性

(1) 「順位方式」の採用

現在試行されている除算方式における評価基準は、ほとんどが「判定方式」であり、まれに「数値方式」が採用されている。

「判定方式」は、標準型の事例（1）、（2）および（3）に示したように、複数段階の階層を設けて入札参加者ごとに該当する階層を判定し、それに応じた点数を与える方式であるが、前述した欠点がある。

「数値方式」は、応札者の多くが、提案できる数値の上限に集中してしまうので、「判定方式」同様に差がつかない結果となる。

「順位方式」は「判定方式」と同様、「数値化が困難な評価項目の性能等」に関して、入札参加者の順位により点数を付与する方式である。平成17年9月に策定されたガイドライン¹⁾にも例示されている。

入札参加者の上位、たとえば5者、8者、10者に順位を付して、加算点を与える方法が考えられる。

(2) 入札価格に関する工夫

現行の入札契約制度では、入札価格の単位に制限はない。たとえば、100億円の予定価格の工事でも、1円単位の応札が可能である。1円の違いが価格評価に反映され、1円の違いで落札の可否が決定する可能性を秘めた制度であり、是正する必要がある。

入札説明書等で応札価格の単位を制限する方法を提案する。たとえば、1億円程度の予定価格であれば10万円単位、10億円程度は100万円単位の入札をするという制約である。

なお、発注者側積算の考え方について、積算の構成、規格、扱い数量等を明示した歩掛見積参考資料（または見積参考資料）が入札参加者に事前開示されている。この目的は、「予定価格の透明性の向上及び発注者・受注

者間の片務性の改善を図るため」とされているが、1万円単位で調査基準価格と同額の応札が散見されることから、開示内容等に関して検討が必要である。

(3) 除算方式の分子は加算点のみ

標準点100点を0点に、施工体制評価点30点を0点とし、除算方式の分子を加算点のみとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

標準点は、平成14年当時²⁾、「当面、標準的には100点」とされたものであり、その後、見直されていない。標準点を0点とすると、基準評価値（標準点／予定価格）が常に0になるというメリットもある。

また、入札参加者は、施工体制を整えて応札するのが当然と考えると、施工体制が整っていないと判定された場合の施工体制評価点は、－（マイナス）で付与すればよい。分子がマイナスになった入札参加者は、基準評価値（0）を満たさなくなるので、入札参加資格を失う。

上式の場合、現行の除算方式で与えられる加算点に比較して、1桁小さい加算点で有意な差のつく結果が得られる。

(4) 実績重視の転換

平成17年9月に策定されたガイドライン¹⁾では、加算点に占める「過去の実績等」の割合が少なかった。

【標準型】0%

平成22年3月に示された「配点統一案」³⁾では、その割合が大幅に増加した。

【標準Ⅰ型】28%

さらに、平成24年2月に示された「二極化案」⁴⁾でも、同様の方向性が示された。

【技術提案評価型S型】50%

加算点に占める過去の実績の割合が高くなると、「落札者が固定される」「若年層の技術者の育成に支障がでる」など、懸念する意見が出されている。

そもそも、公共工事品確法では、「工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験等」の過去の実績については、「審査しなければならない」とされていたが、平成17年8月に閣議決定された同法の基本方針において「評価することも考えられる」とされたものである。

実績重視の方向性は再考すべきである。

また、「技術評価点に有為な差がでるよう、求める技術提案の設定方法、評価方法について」の検討が必要である。

(5) 価格競争方式の採用

「二極化案」⁴⁾では、現行の標準Ⅱ型・簡易型が過去の実績のみで評価する「施工能力評価型」に移行する案が示された。22年度の8地方整備局実績によれば、施工能力評価型が93～96%の案件に適用されることになる。

この方式は、体制の整っていない発注者が総合評価方式を導入するに当たって、「体制が整うまでの間、導入できる」とされた「市区町村向け簡易型」と同じ方式である⁵⁾。

少額の案件については、過去の実績を競争参加資格として設定し、公募型指名競争入札で価格競争方式を採用する方法が考えられる。ちなみに、「一般競争入札とは、会計法上の一般競争入札のみならず、広く参加者を募った上で、実績等により、参加者を絞り込む『段階選抜方式』も含む」⁶⁾とされている。

この際、低入札対策として施工体制評価点は残し、いわゆる「簡略型」の総合評価方式とすればよい。

公共工事は、その規模・工事内容・官公需法の適用の有無・応札者の範囲など、きわめて多種多様である。多

種多様な工事を、「総合評価方式による一般競争入札」という一律の方式で調達することには、限界があると考えられる。

海外の小規模工事の調達の実態については、今年度、国土技術政策総合研究所で調査され、土木学会の建設マネジメント委員会の小委員会でも検討される。これらの成果に期待したい。

参考文献

- 1) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会：公共工事における総合評価方式活用ガイドライン，2005.9
- 2) 国土交通省大臣官房通達：工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について，2002.6
- 3) 国土交通省：工事・総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針（案），2010.3
- 4) 国土交通省：総合評価落札方式の改善（案），2012.2
- 5) 国土交通省、中央建設業審議会 WG：地方公共団体向け総合評価実施マニュアル，2007.3
- 6) 国土交通省：総合評価方式改善の論点，2012.2

(2012.10.31 受付)

THE CONSIDERATION ABOUT THE COMPREHENSIVE BIDDING EVALUATION METHOD(ABOUT THE ADJUSTED SCORE METHOD)

Eiichi TAKAGI, Seiji MATSUMOTO and Syouji OGURO

This consideration is related with the adjusted score method of the comprehensive bidding evaluation method which have been used in the direct control constructions of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport. The recent argument on the comprehensive bidding evaluation, the tie score or the perfect score is increasing at the technical evaluation and there is not a difference on the technical proposal. Therefore the successful bid price is quite similar to investigation marker price, so the selection of tender winner becomes difficult by the technical proposal. Recently there are a number of opinions " it should convert into total score method which is the international standard, rather than the adjusted score method."

In this paper, we reported the current situation and improvement of comprehensive bidding evaluation method of our country.